年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 21 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 22 件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 14 件

兵庫国民年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月から45年3月までの期間の国民 年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から45年3月まで

私は、母親から、「区役所の保険課の人が自宅に来て、『20 歳になったら国民年金に加入する必要がある。』と勧められたので、国民年金に加入する。」と聞いていた。当時は、保険料の納付はすべて母親に任せていたことから、具体的なことは分からない。当時の国民年金手帳は、母親が死亡後、身の回りの片付けで廃棄したので、現在は所持していない。

私は、19 歳からA事業所を自営し、税務申告も行っており、国民年金保険料の納付も間違いなく20歳から行っているはずなので、現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年9月から45年3月については、B年金事務所によると、申立人の国民年金手帳記号番号は44年8月ごろに払い出されていることが推認できるとしている上、申立人と連番で同手帳記号番号が払い出されている申立人の弟の国民年金保険料は、昭和44年度について7か月間の納付が確認できることから、おおむね同時期に加入手続が行われたものと推認される。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行っていたとする申立人の母親は、昭和36年4月の国民年金制度発足時に加入手続を行い、同年度の11か月間の未納期間を除き、60歳までの国民年金被保険者期間について保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の弟によると、「昭和 44 年ごろの国民年金の加入手続及び保険料納付について、自分は関与していないことから、母親が行ってくれたもの

と思う。」と供述していることから、申立人の母親は、申立人の弟について、加入手続を行った直後の44年9月から45年3月までの保険料を納付したものと推認でき、納付意識の高い申立人の母親は、同時期に加入手続を行った申立人の当該期間の保険料についても、納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和39年11月から41年12月までの期間については、申立人の加入手続が行われたと推認される時点(44年8月)で時効により保険料を納付することはできない期間となる上、42年1月から44年8月までの期間については、過年度納付及び現年度納付が可能であったものの、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関して直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親も既に死亡しており、具体的な加入状況及び納付状況が不明である上、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付し たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年6月まで

私は、平成2年にそれまで勤めていた会社が倒産し、それ以降、自営業を営んでいるが仕事も少ない状態であったため、8年から毎年、A市役所へ赴き、国民健康保険料の減免の手続と、私たち夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請をしてきており、平成14年度も同様に免除申請の手続を行ったにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月から毎年、国民健康保険料の減免申請に併せて国民年金保険料の免除申請を夫婦共に行っており、申立期間についても、14年5月ごろに、A市役所で免除申請を行ったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間を除き8年4月から17年10月までの国民年金保険料は、夫婦共に申請免除の承認期間であることが確認できる上、平成8年度から申立期間直前の13年度までの免除申請について、毎年5月中に申請手続を行っていることが確認できる。

また、A市によると、国民健康保険と国民年金の業務は同一の課で行っており、同市の窓口で国民健康保険料の減免申請を行った場合、国民年金の申請免除の手続を勧奨しているとしており、申立人が、毎年5月ごろに、A市役所で国民健康保険料の減免申請と国民年金の免除申請を行ったとする主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間当時も市営住宅に居住し、申立期間を通して収入状況に特段の変化は無かったとしており、上記の状況を踏まえると、申立人が、申立期間の申請免除の手続を行っていたものと考えても不自然ではない。 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

長男である私は家業継承のため、昭和48年7月に勤務していた会社を退職し、A町役場(現在は、B市)で国民年金の加入手続を行い、毎月、母親が家族の分をまとめて保険料を納めていた。

当時、私の地域では、婦人会の役員が1年ごとに地区の幹事となって各戸の保険料を徴収しており、申立期間については、母親が保険料の徴収を担当した人から、「後で納付書を持ってくる。」との言葉を信じて納付したと聞いている。

しかし、翌年又は翌々年に役場の職員から母親に私の未納期間があることを伝えられ、調べることになったが、証拠となる領収書などを残していなかったため未納期間とされた。

当時の調査がどのようなものだったかは分からないが、保険料を納め始めた次の年が納付していない記録となっており、当時一緒に保険料を納めていた家族は納付済みであることや、保険料を払っていた母親の話などから、未納期間となっていることに納得できない。改めて調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の同居家族である父母は、当該期間を納付済みである上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は国民年金の加入期間すべてを納付しており、申立人の父親も国民年金の加入期間はすべて納付済みであり、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は12か月と短期間である上、申立期間の前後の保険料は納

付済みであり、申立人によると、申立人が当時、家族で営んでいたとするC業の景気は良く、前後の期間を通して生活状態に変更は無かったとしていることから、保険料を納付する資力があったことがうかがえる。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料を地域の婦人会で申立人を含めた家族3人分まとめて納めていたとしているところ、B市によると、当時は、納付組織で保険料を徴収するのが一般的であったとしており、申立人の母親の主張する納付方法と一致する上、当時は地域の連帯性も強く、保険料の納付を開始した申立人について、当該期間に一人分のみを未納とすることは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月1日から同年3月1日まで

私は、平成11年4月にB社グループのA社に請負の管理業務担当として入社し、社名は事業所の統廃合により変わったが、17年6月20日に退職するまでの間、継続して勤務しており、私が所持している当時の給与支給明細書をみると、同年2月分の給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管するA社の人事記録及び賃金台帳、申立人が所持する給与支給明細書並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人は、同社において継続して勤務し(平成17年3月1日に同社からD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成17年2月の給与支給明細書から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月28日から同年3月1日まで 私は、平成17年3月1日付けで一日の空白もなく、グループ会社のB社 へ転籍した。申立期間は、A社において、継続して勤務していた期間である。 記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支給明細書、雇用保険被保険者記録、A社の関連会社であるC社の人事記録等及び複数の元従業員のA社におけるオンライン記録から判断すると、申立人は、同社及び関連会社であるB社に継続して勤務し(平成17年3月1日にA社からB社に移籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 17 年2月の給与支給明細書の保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成19年9月*日に清算結了しており、当該事業所の元取締役二人は、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が平成17年2月28日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年2月の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事

務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年3月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については3,500円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年3月31日まで 私は、昭和25年4月に高等学校を卒業し、同級生二人と共に同年4月1 日付けでA社に正社員で入社し、26年3月まで勤めたが、この間の厚生年 金保険被保険者記録が無いのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和25年4月1日から26年3月までA社で正社員として勤務した。」と主張しているところ、オンライン記録において当該期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、申立人の氏名が確認できる上、資格取得を取り消されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和25年2月20日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の記載並びに適用欄に「認全喪」及び「S26.5.1算定記録は取り消し」の記載が確認できるところ、申立人を含む9人は25年5月1日付け、一人は同月10日付け及び8人は同年7月1日付けで資格を取得した記録が全員取り消されていることが確認できる上、当該18人全員に26年5月1日の算定記録の記載が確認できる。

さらに、申立人と高校の同期であり、当該事業所に一緒に入社した元同僚の うちの一人は、「当該事業所に、申立人を含む同級生3人が昭和25年4月1日 付けで正社員として入社したことに間違いない。申立人はB部門、私はC部門 に配置されたが、秋ごろから経営悪化による給与の遅配・欠配、従業員のスト ライキが続いたため自分は同年12月ごろに退職した。」と回答している。

加えて、申立人が、申立期間の後に勤務した事業所が保管する履歴書によると、A社に昭和26年3月まで勤務との記載が確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間において、A社は適用事業所としての要件を満たしており、多数の従業員について厚生年金保険の資格取得届を提出したにもかかわらず、さかのぼって適用事業所でなくなる届出をし、被保険者の資格を取り消す処理に合理的な理由は見当たらず、申立人が昭和25年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行った後、申立人は、26年3月31日まで厚生年金保険被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿の記載から3,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和25年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人と同期入社の元同僚の一人は、「A社には同年4月1日付けの正社員としての入社と思っていたが、新入社員に入社後ある程度の試用期間を設けることは不自然ではない。」と供述している上、このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は無く、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和25年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和23年11月から24年4月までは2,400円、同年5月から同年12月までは2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月2日から25年1月1日まで

私は、昭和21年1月21日にA社に入社し、同社B工場に配属された。その後、23年11月に同社C出張所に転勤し、36年4月1日に同社D出張所に転勤するまでは、継続して同社C出張所で勤務していたにもかかわらず、23年11月から24年12月までの年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた社員カードの記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(A社から同社C出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、異動日についてA社は、「申立人の資格喪失日について、本来、当社 C出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年1月1日とすべきと ころ、誤って23年11月2日に資格喪失させてしまったと考えられる。」と回 答していることから、昭和25年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち昭和 23 年 11 月から 24 年 4 月までは、申立人のA社に係る 23 年 10 月の社会保険事務所(当時)の記録から 2,400 円、標準報酬の改正により 24 年 5 月から同年 12 月までは 2,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対

し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日は昭和26年5月1日であると認められ、かつ、事業主は、申立人が同日にB社において同資格を再度取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立期間の資格喪失日及び同取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和26年3月及び同年4月は8,000円、同年5月は1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月31日から同年5月21日まで

② 昭和26年5月21日から同年6月7日まで

私は、申立期間①にはA社のC丸で、申立期間②にはB社のC丸で継続して乗船勤務し、船員保険に加入していることは所持している船員手帳の記載からも確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和26年3月31日から同年5月1日までの期間について、申立人は、A社に係る船員保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において25年6月20日に被保険者資格を取得したことが確認できるものの、同名簿に申立人を含む7人の資格喪失日の記載は無い。

また、上記被保険者名簿において、申立人の直前に記載された機関員一人の資格喪失日は 26.4.1 と記載されており、この日付は当該機関員のオンライン記録と一致する。

しかし、その後に整理されたと思われるA社に係る被保険者名簿には上記の機関員は記載されていないにもかかわらず、申立人は記載されていることから、申立人は当該機関員の資格喪失日の後もC丸に乗船し、船員保険の被保険者資格を有していたことがうかがえる上、同名簿には昭和26年4月25日全喪と記載されているところ、申立人の所持している船員手帳によると、

申立人は、A社C丸において25年6月20日に雇入れされており、同船舶における雇止年月日は26年5月21日、雇止事由は船主変更と記載され、その次のページには申立人のB社C丸に係る雇入年月日は26年5月21日と記載されており、どちらの記載にもD海運局26.5.21の公認印が押されていることが確認できることから同船舶は当該期間において船主変更を経て継続して運行していたことが推認できる。

また、船員手帳にはC丸は14トンの船舶であったことが記載されており、船員保険法においては、昭和22年12月1日以降その適用が拡大され5トン以上20トン未満の船舶の乗組員は強制適用被保険者とされていることから、申立期間当時、C丸の乗組員は船員保険の強制被保険者であることが確認でき、船員職員法(昭和26年法律第149号)第18条及び別表1の乗組み基準から判断すると、機関長であった申立人は同船舶に乗船する必要があったことがうかがえる上、申立人は、「船主変更の際も毎月決まった日に給与が支給され、この間の手取りが増えたり減ったりした覚えは無い。」と供述していることから、当該期間に事業主により給与から船員保険料を控除されていたことが推認できる。

2 申立期間①及び②のうち、昭和26年5月1日から同年6月7日までの期間について、申立人の所持しているB社に係る船員失業証明票の船員保険被保険者資格取得年月日は26年5月1日と記載されていることが確認できるところ、船員失業証明票の発行手順を踏まえると、海運局海運監理部(当時)から社会保険事務局(当時)へ申立人の船員保険被保険者期間の確認がなされた上で同証明票が発行されたと推認することができる。

また、同社に係る申立期間②より後の書き換え後の被保険者名簿には、申立人の船員保険被保険者資格取得日欄に 26.5.1の記載が確認でき、申立人が所持している船員手帳の事項欄にはB社入社26.5.1と記載されおり、これらの日付はすべて一致することから申立人は当該期間のうち昭和 26 年5月1日にB社に入社して、船員保険に加入していたことが推認できる。

3 これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者の 資格喪失日は、昭和26年5月1日であると認められ、かつ、事業主は、申 立人が同日にB社において同資格を再度取得した旨の届出を社会保険事務 所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録から昭和26年3月及び同年4月は8,000円、同年5月は1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日は昭和19年12月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19年1月及び同年2月は40円、同年3月から同年11月までは50円とすることが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月30日から同年12月1日まで

私は、昭和 18 年 10 月 25 日にC市のA社に入社し勤務した。昭和 19 年 12 月 10 日に入営する直前まで勤務していたはずなのに、厚生年金保険被保険者記録が 19 年 1 月 30 日までしかないことに納得できない。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社に昭和19年12月1日まで勤務し、1週間あまりの準備期間を経て同年12月10日に入隊した。」と主張しているところ、D県E局の発行する履歴書から、申立人は同年12月10日に陸軍に召集され、24年9月18日に復員していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和18年10月25日に被保険者資格を取得し、19年1月30日に同資格を喪失していることが確認できるところ、日本年金機構F事務センターは、「当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)は、申立人の被保険者記録のあるべき*ページ以前のページについては無い。」と回答しており、申立人の当該事業所に係る被保険者記録は申立期間を含むすべての期間について確認することができない。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は、昭和18年10月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、19年1月30日に同資格を喪失した記載が認められるものの、喪失の後である同年3月に標準報酬5という記載が確認できる。

また、複数の元従業員の旧台帳によると、申立人と同様に昭和19年3月の 改定記録の記載が確認できるところ、当該元従業員の資格喪失年月日は当該年 月以降であることが確認できる。

さらに、申立人と同様に軍歴が確認できる元従業員二人の厚生年金保険の被保険者資格は、入隊以降も継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和19年1月30日から申立人が主張する陸軍に召集される前の同年12月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額を19年1月及び同年2月は40円、同年3月から同年11月までは50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和29年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は、社会保険出張所)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における同資格喪失日は、30年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から31年3月31日まで

私は、昭和29年6月から約2年間、A社に勤めていた。厚生年金保険被保険者証をもらったことを覚えているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和29年6月1日から30年3月1日までの期間については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票により、申立人は、昭和29年6月1日に、A社において、厚生年金保険被保険者資格を取得したことが認められる上、旧台帳では同年10月1日における標準報酬月額の算定基礎の記録は確認できるものの、資格喪失日に関する記載が無い。

また、旧台帳の記載から、申立人は健康保険番号*番で被保険者資格を取得していることがうかがえるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)は健康保険番号1番から15番までの被保険者が記載されたページのみ保管されており、健康保険番号*番の申立人に係るページが見当たらない。

一方、申立人は、「A社が倒産するまで、同社に住み込みで勤務し、同社が倒産したとき、社長が、次の仕事としてB社を紹介してくれた。」と供述

しているところ、申立人の戸籍の改製原附票によると、申立人は申立期間直前の昭和29年5月26日から申立期間中の30年3月15日までの期間、A社の所在地を住所地としていることが確認できる上、30年3月15日にB社の事業主の住所地に住所を定めていることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿によると、余白欄に、「本件については、昭和30.2月分まで保険料調定 2月*日をもって破産 本課にて不能欠損処分」と記載されており、A社が、昭和30年2月末に破産したことがうかがえる上、申立人が、倒産時まで一緒に勤務した女性事務員として記憶する元同僚に係る被保険者記録を確認すると、旧台帳には、申立人と同様、資格喪失日の記載は無いものの、被保険者名簿には、同年3月1日に資格喪失したことが記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和29年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における同資格喪失日は、30年3月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、旧台帳から確認できる標準報酬月額の 記載から、3,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和30年3月1日から31年3月31日までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡している上、同社の元従業員から、申立人の当該期間における勤務に係る証言が得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、上記のとおり、申立人に係る戸籍の改製原附票によると、申立人は、 昭和30年3月15日以降、B社の事業主の住所地に住所を定めていることか ら、申立人が当該期間にA社で勤務していたことは考え難い。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年8月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月24日から6年1月1日まで

私は、平成4年10月1日からB社に入社し、A社における資格喪失日(6年1月12日)まで継続して勤務していた。B社とA社は同じ会社であるため、記録が欠落しているはずがない。調査の上、記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び元同僚等の証言から判断すると、申立人は、B社及び関連会社であるA社に継続して勤務し(平成5年8月24日にB社からA社に移籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、19万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、常時勤務していた従業員が確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を17万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞 与額(1,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

年金記録によると、平成19年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額が1,000円となっている。

勤務先のA社に確認したところ、同社は、社会保険事務所(当時)に賞与について正しい届出を行っていなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(17万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により1,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞 与額(2,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

年金記録によると、平成19年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額が2,000円となっている。

勤務先のA社に確認したところ、同社は、社会保険事務所(当時)に賞与について正しい届出を行っていなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(27万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事業主は過失により 2,000 円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を31万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞 与額(3,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

年金記録によると、平成19年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額が3,000円となっている。

勤務先のA社に確認したところ、同社は、社会保険事務所(当時)に賞与について正しい届出を行っていなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(31万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により3,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を22万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞 与額(2,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

年金記録によると、平成19年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額が2,000円となっている。

勤務先のA社に確認したところ、同社は、社会保険事務所(当時)に賞与について正しい届出を行っていなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(22万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 2,000 円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を19万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞 与額(1,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

年金記録によると、平成19年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額が1,000円となっている。

勤務先のA社に確認したところ、同社は、社会保険事務所(当時)に賞与について正しい届出を行っていなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(19万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により1,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を19万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞 与額(2,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

年金記録によると、平成19年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額が2,000円となっている。

勤務先のA社に確認したところ、同社は、社会保険事務所(当時)に賞与について正しい届出を行っていなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(19万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 2,000 円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を18万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞 与額(1,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

年金記録によると、平成19年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額が1,000円となっている。

勤務先のA社に確認したところ、同社は、社会保険事務所(当時)に賞与について正しい届出を行っていなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(18万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により1,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を27万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞 与額(2,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

年金記録によると、平成19年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額が2,000円となっている。

勤務先のA社に確認したところ、同社は、社会保険事務所(当時)に賞与について正しい届出を行っていなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(27万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 2,000 円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を17万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞 与額(1,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

年金記録によると、平成19年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額が1,000円となっている。

勤務先のA社に確認したところ、同社は、社会保険事務所(当時)に賞与について正しい届出を行っていなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(17万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により1,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞 与額(2,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

年金記録によると、平成19年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額が2,000円となっている。

勤務先のA社に確認したところ、同社は、社会保険事務所(当時)に賞与について正しい届出を行っていなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(20万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 2,000 円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を21万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞 与額(2,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月11日

年金記録によると、平成19年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額が2,000円となっている。

勤務先のA社に確認したところ、同社は、社会保険事務所(当時)に賞与について正しい届出を行っていなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(21万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 2,000 円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和48年5月1日、同資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和48年5月から同年9月までは5万2,000円、同年10月は6万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から同年11月1日まで 私は、母の友人の紹介で、B社に入社した。私はC地区にある支社に勤務 していた。入社したばかりの時、春闘になり、上司と同僚の3人だけで仕事 をしたことを覚えている。病気になっても、健康保険があったので、無料で 診察してもらえた。厚生年金保険にも加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてB社に勤務していた。」と主張しているが、元 同僚の証言により、申立人が、申立期間において勤務していた事業所は、A社 であったことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と氏名、 生年月日、性別が一致し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保 険者記録(資格取得日は昭和48年5月1日、資格喪失日は同年11月1日)が 確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において、昭和 48 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和 48 年 5 月から同年 9 月までは 5 万 2,000 円、同年 10 月は 6 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和48年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和48年1月22日から同年5月31日までA社に継続して勤務し、同年3月から5月までの3か月分の厚生年金保険料を支払った記録がある給与明細書も残っているが、年金記録によると、厚生年金保険被保険者資格が同年5月31日付けで切れてしまっている。

給与明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、A社において昭和48年3月1日に被保険者資格を取得し、同年5月31日に同社を離職したことが確認できる上、申立人が所持する給与明細書から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 48 年 5 月の給与明細書から 8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしている上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和48年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫国民年金 事案 1968

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から53年3月まで

私は、昭和40年に中学校を卒業後、商店で兄二人と共に働いており、私が20歳に達した44年以降は、長男である兄が3人分の国民年金保険料を集金人に納付してきた。その後も私達3人は、災害のときの免除を受けた期間以外は、未納なく保険料を納付した。

年金記録を確認したところ、20 歳到達後の約9年もの期間、兄弟の中で 私だけが未納とされていることが分かった。同じ店で兄弟3人で働いていた のに、なぜ私だけが9年もの期間、未納とされているのか納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳に達した昭和 44 年*月に、申立人の兄が申立人の国民年金の加入手続を行い、二人の兄と共に国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 11 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうちの大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、その加入手続及び保険料の納付を行っていたとする長男も、申立期間当時の記憶はあいまいであり、申立期間における具体的な状況が確認できない。

さらに、申立人の兄が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から同年12月までの期間及び9年2月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月から同年12月まで

② 平成9年2月から10年3月まで

平成8年に会社を退職後、しばらく国民年金に加入していなかったが、10年3月ごろに母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、窓口で未納分の国民年金保険料について説明を受け、まとめて納付してくれた。また、加入手続を行った翌月からは、銀行の引き落としで国民年金保険料を納付していた。

年金記録を確認したところ、さかのぼって納付した国民年金保険料が未納 とされていたので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年3月ごろに、申立人の母親がA市役所で申立人の国民年金の加入手続と、未納分の保険料を納付してくれたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の同年4月から同年8月までの国民年金保険料を同年8月28日に一括して納付しており、同年9月以降の保険料は申立人の両親と同一日に納付している上、申立期間①及び②の間の厚生年金保険の加入に伴う国民年金の資格記録の訂正が同年9月3日に入力処理されていることが確認できることから、同年8月ごろに国民年金の加入手続が行われたものと推認されるところ、この時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は過年度保険料として納付が可能であるものの、その記録は確認できず、申立期間の保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証明する 資料として、申立期間当時、A市役所の窓口にいた職員である知人の息子に記 載してもらったとするメモを提出しているが、当該メモの記載内容のうち申立 期間①に係る被保険者期間及び保険料額が一致しない上、申立期間②に係る記 載が無いなど、当該メモをもって直ちに申立期間の国民年金保険料の納付があ ったものと考えるのは困難である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1970

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年9月まで

昭和 46 年に会社を退職してすぐ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。公共料金や税金など払わなければいけないものは、納付書が来ると必ず納付期限内に納付しているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 46 年にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 11 月 11 日にB社会保険事務所(当時)で払い出されていることが確認でき、申立人が主張する加入時期と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和50年10月29日に国 民年金に任意加入しており、同年9月の欄には「今月迄不要」のゴム印が押さ れていることが確認でき、行政側の事務処理に不自然な点は見られない上、申 立期間は未加入期間とされていることから、申立期間の国民年金保険料を納付 できたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法はすべて納付書によるものとしているが、A市によると、同市が納付書による納付を開始したのは昭和47年4月からとしており、申立期間のうち46年4月から47年3月までの期間は、申立人の主張する納付方法と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1971

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から53年3月までの国民年金定額保険料及び付加保 険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から53年3月まで

私の父親は、当時、会社で総務・経理の担当役員をしていたので、私は国民年金の制度について早い時期から教えられており、両親から、20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めておくように勧められた。昭和50年*月に私は学生だったが、母親から保険料をもらい、20歳の誕生日の前日に自分で加入手続と初回保険料の納付をA市役所B支所で行った。申立期間の保険料を納めた証しとなるものは無いが、初回以降の保険料納付は市役所職員が自宅へ集金に来ていたので、母親が現金で納付していた。私は一人娘で両親に大変大切に育てられ、私の将来を心配する両親は、付加保険料も納付してくれていた。その両親が納めた私の保険料が未納になっていることに大変憤慨している。詳しく調査し、公正な判断の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時期は、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、申立期間後の昭和53年7月27日から8月1日までの間ごろと推認できる上、申立人によると、国民年金の加入手続に行った時に付加保険料の申出も行い、定額より多く保険料を納付していたとしているところ、国民年金被保険者原票及び申立人が所持する年金手帳には、53年7月31日付加申出と記録されており、付加保険料はさかのぼって納付できないことから、当該年月日ごろに加入手続を行ったと推認できる。

また、申立期間について、申立人に係るA市国民年金過年度収滞納一覧表及 び国民年金被保険者原票には、未納期間となっている上、昭和53年度のA市 国民年金収滞納一覧表には、第2期(7月から9月まで)については付加保険料を含む金額が昭和53年8月1日に納付書により納付され、第1期(4月から6月まで)は定額保険料のみの金額が同年11月17日に集金人により収納され、同年10月以降については口座振替で納付していることが確認でき、申立人の加入手続が付加保険料の申出と併せて上記の時期に行われ、同時期から保険料の納付を開始したことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間について申立人がA市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳には、婚姻前の姓及び住所についても記載されていることから、申立人について、同一の市において複数の同手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

このほか、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1972

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年9月まで

私は昭和47年1月に結婚し、A市に在住していた。年金については、同市役所の年金課で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきた。

その後、昭和52年10月にB市へ転居した際、同市役所で転入届と共に年金課で国民年金の手続を行った。年金記録を確認したところ、A市での記録が無いことが分かり、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年にA市役所で国民年金の任意加入の手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は52年9月ごろにB市で払い出されていることが確認できる上、それ以前に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の任意加入の対象者であるため、上記払い出しの時点において、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の任意加入による国民年金の資格取得日は昭和52年10月31日で一致しており、行政側の記録に不自然さはうかがえない上、そのいずれにおいても、申立期間は未加入期間と記録されており、納付記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1973

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年1月まで

平成5年10月に自宅へA市B区役所から国民年金保険料の振り込み用紙が届いた。当時はアルバイト又は無職であったが、実母は私が強制加入の対象者であったことを知っており、私の将来を心配して、すぐに自宅近くの郵便局で保険料を振り込んでくれた。その後、6年2月にC社に入社して厚生年金保険に加入するまで、毎月、保険料の振り込み用紙が届くと、実母が振込み手続をしてくれた。年金手帳は、同社で厚生年金保険に加入した際に初めてもらった。同年6月に同社を退社した後、国民年金保険料を銀行の口座振替で支払うよう手続を行った。また、7年4月にD社に入社し、同社で厚生年金保険の加入手続を行った際、年金手帳を一時紛失していたので、2冊目の同手帳を発行してもらったが、その後に1冊目の同手帳が出てきたので、重複取消を行ってもらった。申立期間の保険料の納付記録が無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が、自宅へ送付される国民年金保険料の振り込み用紙で自宅近くの郵便局で毎月納付してくれていた。」と主張しており、申立人の母親も同様の内容を証言しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年7月12日に払い出されていることが確認できることから、このころ初めて加入手続を行い、被保険者資格を取得したものと推認できる上、A市の国民年金収滞納一覧表によれば、平成5年度の申立人の当該一覧表は確認できず、6年度及び7年度についてのみ確認できることから、申立期間に係る国民年金納付記録を確認することができない。

また、申立人は、年金手帳を2冊所持しており、その1冊目の同手帳は、

平成6年2月から勤務した事業所から申立人に交付されたとしていることから、厚生年金保険の加入に伴って当該1冊目の同手帳が払い出されたものと考えられ、申立人には、それ以前の申立期間に係る同手帳に関する記憶は無い。

さらに、申立人が2冊目としている年金手帳には、平成6年7月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されており、当該手帳の国民年金記録欄には、同年6月1日に第1号被保険者として資格を取得した以降の記録が記載されており、その前の申立期間については記載されていないことが確認できる。

加えて、申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付 したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1974

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで

私が20歳になった平成3年*月ごろに、私の母親がA町役場(現在は、B市)で私の国民年金の加入手続を行ったところ、窓口の職員が、「2年7月からの保険料を払えば、年金額が増える。」とその場で納付書を作成してくれたので、その当日か翌日に、母親が金融機関からお金を引き出し、同町役場でこの期間の保険料を納付してくれた。保険料額は約10万円ほどであったと教えられた。

確かに、私の所持している年金手帳には、初めて被保険者となった日として平成2年7月1日と記録されており、この年金手帳を提出して年金事務所で相談したところ、申立期間は20歳前の期間であることから、国民年金保険料は納付できないと言われたが、このままでは納得できない。申立期間の保険料を払う必要がなかったのであれば、払った保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった平成 3 年*月ごろに、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括して納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は4年6月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続を行ったものと推認される上、A町の申立人に係る国民年金収滞納記録によると、3年4月から4年3月までの保険料(10万8,000円)を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を納付した記録は無く、制度上、納付できない 20 歳前の当該期間に係る保険料を還付された記録も無い。

なお、申立人が所持する年金手帳には、「初めて国民年金被保険者となった 日」として20歳前の平成2年7月1日と記録され、制度上、誤った内容が記 載されているものの、A町の国民年金被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日については、20 歳到達日である3年*月*日と記載され、適切な内容が記録されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1975

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年3月まで

私は、昭和51年7月に会社を退職後、国民年金保険料を支払うことは義務だと思い、すぐに加入した。その後、A町役場の人と話をして56年に一度は資格を喪失したが、すぐに再加入し、61年4月に第3号被保険者の制度が始まるまで保険料を支払ってきた。申立期間の前半と後半で集金人が変わり、後半の集金人の女性と第3号被保険者になるに当たり、「もう会えなくなるのは寂しいね。」と話したことを覚えている。確かに保険料を払っていたので、しっかり調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA町の国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者原票(特殊台帳)及びオンライン記録によると、いずれの記録も申立期間は未加入期間とされており、申立人は被保険者として扱われておらず、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、第3号被保険者制度が開始されるに伴い、当時の集金人であったとする女性と「もう会えなくなるのは寂しいね。」と話したことから、同制度が開始されるまでは保険料を納付していたと主張しているが、申立人が当時の集金人であったと記憶する女性が集金人として活動を始めたのは、第3号被保険者制度の開始時である昭和61年4月からであり、申立期間は集金人として活動していなかったと供述していることから、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人が集金人であったとする上記の女性によれば、申立人の母親 の保険料を集金していたことは記憶しているが、申立人の保険料を集金した記 憶は無いとしているところ、オンライン記録によると、同氏が集金人として活 動を開始した昭和61年4月以降は、申立人は第3号被保険者であり集金が必要でなかったのに対して、申立人の母親は保険料を納付済みであり、同氏の供述内容と符合する。

加えて、A町の申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、「適用種別変更 56.4.28」、「資格喪失申出書 56.4.28」と押印されていることが確認できるところ、同町によれば、同日に強制被保険者から任意加入被保険者への種別変更届及び資格喪失申出書を申立人が自ら同時に提出した可能性が高いとしており、同年に資格喪失手続を行った記憶があるとする申立人の主張と符合する一方、同台帳では、申立人が第3号被保険者として再加入する昭和61年4月1日まで資格取得の記録は無く、すぐに再加入手続を行ったとする申立人の主張と符合しない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月1日から53年10月21日まで

② 昭和54年5月7日から55年1月5日まで

私は、昭和51年4月1日にA社に入社し、55年3月末に退職するまでの間、B職として継続して勤務していたが、入社後の51年4月1日から53年10月21日までの期間及び54年5月7日から55年1月5日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和51年4月からA社でB職として 勤務した。」と主張しているが、同社は、「申立期間当時の資料が残ってい ないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態 及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和51年4月以降に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員6人を把握し聞き取りを行ったが、6人全員が申立人を記憶していない旨の証言をしており、申立人が申立期間①に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、公共職業安定所が保管するA社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者期間の始期は、昭和53年10月21日であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②においても、A社に継続して勤務した。」と主張しているが、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和54年5月6日に同社を離職しており、オンライン記録と一致する上、同社を退職後に求職者給付を受給していることが確認できる。

また、A社は、前述のとおり、当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和54年4月以降に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員6人を把握し聞き取りを行ったが、6人全員が申立人を記憶していない旨の回答をしており、申立人が申立期間②に同社に在籍していたことについて確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②について、国民年金の被保険者であり、一部の期間については国民年金保険料を納付していることが確認できる。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月21日から同年2月1日まで 私は、A社(現在は、B社)を平成8年1月の末日で退職したのに、年金 記録は同月21日資格喪失となっている。年金記録に1か月分の欠落がある ので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成8年1月 21 日となっているが、退職日は、同月の末日だったはずである。」と主張している。

しかしながら、B社に保管されている申立人に係る社員名簿において、退職日は平成8年1月20日と記載されている上、当該退職日欄には、同月23日付けのC公共職業安定所D出張所による受理確認印が確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成8年1月20日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、オンライン記録により、平成6年1月1日から10年12月31日までの5年間にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した38人(申立人を除く。)の資格喪失日は、21日付けが19人、1日付けが3人、その他の日付けが16人であることが確認できるところ、申立人と同じ21日付けで資格喪失した19人のうち、所在が確認できた13人に、自身の退職日について照会したところ、回答のあった10人のうち、退職日を記憶していると回答した5人全員が、「私の退職日は20日だった。」と回答している。

加えて、申立人が記憶している元同僚、事務担当者及び当該事務担当者が記憶している申立人と同職種の元従業員に申立人の申立期間に係る勤務実態に

ついて照会したものの、当該3人は、いずれも「申立人のことを覚えているが、 月末退職であったか否かは記憶していない。」と回答している。

なお、厚生年金保険法第 14 条において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」と規定されており、同法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されている上、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されている。これらのことから判断すると、退職日が平成 8 年 1 月 20 日である場合、同年同月分の厚生年金保険料が控除された場合であっても、当該月は厚生年金保険被保険者とならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年から50年まで

私は、A社(現在は、B社)に昭和47年から50年まで正社員として勤務 していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に継続して勤務した。」と主張しているところ、B社が発行した雇用証明書により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料は残っていないが、申立人が当社に勤務していたことは確認している。短期間のアルバイトのため、保険に加入していなかったと思う。もし給料から保険料を天引きしていれば必ず届け出ていた。」と回答している上、雇用証明書については、「申立人が勤務していたことの証明を求めてきたので、働いていた事実があることから証明した。雇用期間については申立人に求められた期間を証明したが、実際は3年も働いていた記憶は無い。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員12人を把握し、聞き取りを行ったところ、6人が申立人を記憶している旨証言しており、そのうちの一人で当時社会保険の事務を担当していたとする元従業員は、「申立人は、3年間も在職しておらず、社会保険に加入しなくてよいと申立人が言ったので、それを尊重して加入しなかったと記憶している。」と証言している上、残る5人からは申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入についての具体的な証言は得られない。

さらに、上記の被保険者原票によると、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周 辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月1日から42年10月ごろまで

② 昭和44年11月16日から45年11月ごろまで

A社において、3年間修業をしてB職になる制度があり、昭和39年3月1日から3年間の修業の後B職になり、42年10月まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、C社からB職としてD店に同年同月から45年11月ごろまで勤務したが、44年11月16日までの年金記録しかない。調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持するA社の「B職卒業証書」の記載内容から、申立人が昭和39年3月以降の3年間について、同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は、平成元年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は、同社が適用事業所となる前の期間である。

また、A社は、「B職卒業証書については、当社で3年間修業をした者に 授与されるもので、当社の中で通用するB職資格である。また、当時は、当 社には厚生年金保険の適用は無かったので、修行中の3年間は厚生年金保険 に加入していない。」と回答している。

さらに、申立期間当時、A社の関連会社であるE社という適用事業所が確認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に、申立人の氏名は見当たらず、B職卒業証書に記載されている当時の社長を含め各部長6人の氏名も確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 45 年 11 月ごろまで、C社においてB職として勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、C社における申立人の雇用保険被保険者記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、同社に係る被保険者名簿によると、申立人は昭和44年11月16日に資格を喪失していることが確認できる上、備考欄には「証返」の記載が確認できる。

また、上記被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員12人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち5人から回答を得たものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

さらに、申立事業所の後継会社であるF社によると、「C社G支店は平成16年に閉鎖しており、本社も移転があり、18年にはH市に本店を再移転し、その際保管庫を縮小したことにより、書類の所在が不明となっている。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2435 (事案 248 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月21日から35年8月1日まで

② 昭和35年9月1日から40年7月21日まで

昭和33年9月から勤務したA社、及び35年9月から勤務したB社に係る 厚生年金保険被保険者記録について、脱退手当金を受領した記録となってい るが、脱退手当金を貰った覚えもないし、申請した覚えもないことから、第 三者委員会に申し立てたところ、結果は非あっせんだった。

納得できないので、再度、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年11月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年11月26日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金をもらった覚えが無く、前回の結果に納得できない。」として、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人に聴取しても、新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から36年4月1日まで

② 昭和43年10月1日から44年12月1日まで

私は、申立期間①は、A社B支店C作業所において、当時父親が班長だったD班の事務担当として、C作業所の事務等をしていた。申立期間②についてはE社でF業務をしていた。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B支店C作業所で父親が班長をしていたD組の事務をしていた。」と主張している。

しかしながら、A社では、「申立期間①当時の資料が無いため、申立人の 勤務実態及び厚生年金保険の加入等について確認できない。」と回答してい る。

また、オンライン記録によると、申立人が、申立期間①当時、一緒に勤務していたとする申立人の父親は、申立期間①の前後を通じて、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、申立人が記憶する元同僚二人について、申立人は「申立期間①以前から勤務していたと思う。」と主張しているところ、当該二人のうち一人の被保険者資格の取得日は、申立期間①後の昭和36年11月1日であり、申立期間①の期間に係る被保険者記録が確認できない。

さらに、残る一人は、申立期間①の始期直後の昭和35年6月1日に被保険者資格を喪失後、36年11月1日に、再度、同資格を取得しており、申立期間①のほとんどの期間について被保険者記録が無い上、申立人の父親及び当該元同僚二人は、既に死亡しているため、申立期間①における申立人の勤

務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、「E社で勤務していた。」と主張しているところ、i)オンライン記録によると、申立人が記憶する元同僚二人のうち一人について、申立期間②に同社に係る被保険者記録が確認できること、ii)申立期間②当時、同社において被保険者資格を有する元従業員4人が、「申立人のことを覚えている。」と証言していることから、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社では、「申立期間②当時の賃金台帳、従業員名簿等が残っておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。」と回答している上、申立人が記憶する元同僚二人のうち連絡先が判明した一人は、「申立人の名前は覚えているが、詳細は覚えていない。」としており、申立人のことを覚えていると証言する上記の元同僚4人は、いずれも「申立人の在籍期間は短かった。」と証言しているものの、厚生年金保険の加入に係る証言が得られない。

また、E社の現在の担当者は、「従業員と会社が協議の上、厚生年金保険に加入しなかった従業員がいたと思う。」と回答している。

さらに、申立期間②に係る申立人の雇用保険の記録は確認できない。

加えて、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、当該名簿に不自然な点は見当たらない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月25日から47年3月1日まで

② 昭和51年10月1日から53年1月1日まで

③ 昭和53年1月1日から54年1月1日まで

④ 昭和54年1月1日から55年1月1日まで

申立期間①から④までの期間、専門職として勤務していたが、それぞれの店舗において、元同僚と給与明細を見せ合い控除額の多かったことを記憶している。健康保険にも加入してもらっていたと思う。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「申立事業所であるA店は、B地にあった。」と主張しているが、健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、「A店」が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、事業所名が類似し、所在地が申立事業所と同じB地である厚生年金保険の適用事業所としてC社(D市A店)が確認できたものの、当該事業所は既に廃業しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について照会することができないこと等から、申立人の主張する事業所であると確認することはできない上、当該事業所は、申立期間後の昭和48年4月23日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

また、申立人は、申立期間①における事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、E団体、F団体、G市及びH団体に、A店について照会したものの、「当該事業所について、資料の保管は無く不明である。」とそれぞれ回

答している。

2 申立期間②から④までについて、申立人は、「昭和51年10月から55年1月までの期間に、I店、J店、K店にそれぞれ勤務した。」と主張している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、「I店」、「J店」、「K店」が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない上、申立人は、「I店」、「K店」について、「従業員数は、3人ほどの個人店であった。」と供述しており、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間②から④までにおける事業主及び同僚の氏名を 記憶しておらず、これらの者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状 況について照会することができない。

さらに、E団体、F団体、G市、L市、H団体及び同団体M支部に、それぞれの事業所について照会したものの、「各事業所について、資料の保管は無く不明である。」と回答している。

加えて、「K店」について、申立人が記憶する所在地に類似した屋号の事業所を確認し、同事業所に申立人の勤務実態について照会したものの、「申立人について、職人として雇ったことは無い。」と証言している。

3 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年9月末日まで 私は、昭和17年6月から19年9月までA市にあるB社にC職として勤め た。同社は、D社の下請会社であり、その時の同僚にEさんがいた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和17年6月からA市F町にあったB社に勤務した。近くにG神社があった。」と主張しているところ、商業登記簿謄本により、申立人が主張する所在地に、B社(昭和14年9月にH社として設立し、18年5月*日にB社に商号変更)が確認でき、当該所在地の近隣にG神社が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、日本年金機構 I 事務センターによると、A市において、B社及びH社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないとしている。

また、商業登記簿謄本により確認できる当該事業所の役員は、全員連絡先不明のため照会することができない上、申立人が記憶するB社の事業主は、商業登記簿謄本において、名前を確認することができず、申立人は当該事業主の連絡先等を記憶していないため、個人を特定できず、照会することができない。さらに、申立人が当該事業所における元同僚として名前を挙げたE氏についても、姓のみの記憶であり、名前及び連絡先等は不明である上、申立人にB社での勤務を誘ったとする申立人の兄は既に死亡していることから、これらの者に申立期間当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から同年5月1日まで

② 昭和33年3月10日から同年4月1日まで

私は、昭和32年4月1日から33年3月31日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和32年4月1日から33年3月31日までA社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が後に勤務した事業所が保管する職員採用資料により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、 当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険 の加入状況について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚からは聞き取りを行うことができない上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格 を有する元従業員3人を把握し聞き取りを行ったが、3人共申立人を記憶して おらず、そのうちの二人は同社には試用期間があった旨証言している。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人は昭和32年5月1日に被保険者資格を取得し、33年3月10日に同資格を喪失し、健康保険証を返納したことを意味する「証回収」の記載が確認できる上、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間 に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかが わせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から同年10月1日まで 私は昭和52年7月下旬にA社に入社したが、同年9月に事務担当者から、 「同年8月及び同年9月の社会保険料をどうするか。」との相談があったため、「支払ってほしい。」と伝えたところ、同年10月の給与明細書で同年8月から同年10月までの3か月分の社会保険料控除がされていたことを確認したが、同年8月及び同年9月の被保険者記録が無いことに納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年7月下旬からA社に勤務し、同年8月及び同年9月 分の厚生年金保険料を遡って控除された。」と主張している。

しかしながら、当該事業所に係るオンライン記録により、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員及び申立人が記憶する元同僚7人に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうちの3人が申立人を記憶していたものの、勤務期間について具体的な証言を得ることができない。

また、上記元同僚7人のうち4人は、「申立期間当時、新入社員には2、3か月の試用期間があった。」旨それぞれ供述していることから、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことが考えられる。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者記録は昭和52年11月1日からとなっていることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得年月日は当初同年11月1日とされていたものを同年10月1日に訂正していることが確認できるが、申立人が給与からま

とめて保険料控除をされたことを裏付ける資料は無く、申立期間に係る保険料 控除について確認することはできない。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、「当時の労務関係資料は全く残っていない。」と回答している上、申立期間当時の事務担当者も既に死亡していることから、申立期間の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金 保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月28日から46年12月30日まで 私は、昭和46年12月30日に、結婚のためA社を退職したが、会社が、 私に確認もせずに脱退手当金の手続を済ませてしまい、「脱」の文字が押印 された厚生年金保険被保険者証と脱退手当金支給の紙を封筒に入れて、何の 説明もなく渡された。私は、大事なものであると思い、封筒の中を見ること もなく、長年タンスの引き出しにしまったままにしていた。3年前に、金融 機関の人にこの封筒を見せたところ、脱退手当金が支給されているのではな いかと指摘され、社会保険事務所(当時)に問い合わせたところ、既に無効 になっていると言われたので、脱退手当金支給の紙は自分で処分した。した がって、私は脱退手当金をもらっていない。記録回復をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社を退職する際、同社の担当者が、私に確認せずに脱退手当金の請求手続を行い、「脱」の文字が押印された厚生年金保険被保険者証と「脱退手当金支給の紙」を受け取った。」と供述していることから、申立人の受給の意思の有無にかかわらず、脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び申立人所有の同被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、B社会保険事務所(当時)の脱退手当金請求受付簿に申立人の氏名が記入されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月23日から59年11月1日まで 昭和57年にA事業所で勤務した時と全く同一条件で、58年5月に再度A 事業所で勤務したにもかかわらず、再度勤務した当初の期間について、厚生 年金保険被保険者記録が無い。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が発行した申立人に係る在職証明書、申立人に係る雇用保険の加入 記録及び複数の元同僚の証言により、申立人は、当該事業所において昭和 58 年5月23日から勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所が保管する申立人に係る賃金台帳によると、申立人の昭和58年5月から59年10月までの分として支給された給与において厚生年金保険料の控除は無かったことが確認できる。

また、申立人及び複数の元同僚が記憶する当時の事務担当者は、「当時の申立人に係る厚生年金保険の加入手続について、記憶に無く詳細は不明である。」と回答している上、複数の元同僚からは、申立人が申立期間について同保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から46年4月1日まで

私は、地元の高校を卒業した後、A校に入学し、3か月後に卒業し、そのまま同じ建物内のB事業所で25歳か26歳まで仕事をしていた。私が20歳の時から母が私を国民年金に加入させてくれていたと思っていたところ、私の年金記録を確認すると、初めの3年間が未納になっていた。同僚に聞くと、同僚には同事業所での厚生年金保険の記録があることを知り、私に同事業所での厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、B事業所に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同事業所の元従業員の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が記憶する元同僚7人について、4人は同原票に氏名が確認できるものの、残る3人は同原票では氏名が確認できない上、当該氏名が確認できない元同僚3人について、申立人は、「当該元同僚3人は私と同じように寮に入っていた。」と供述している。

さらに、上記の氏名が確認できない元同僚3人のうち1人は、「私がB事業所に勤務していた期間には実家で親が国民年金に加入してくれていた。」と証言していることから、同事業所では、何らかの理由により寮に入居していた従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性も考えられる。

加えて、上記の被保険者原票によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周 辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月10日から平成元年8月31日まで 私は、昭和63年8月末に帰国し、当時A社に勤務していたB氏の紹介で 同年9月から同社で勤務していたが、年金記録が全く無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社の元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、 当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保 険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間にA社に係る厚生年金保険被保険者 資格を有する元従業員二人を把握し聞き取りを行ったところ、二人は、「申立 人を記憶しているが、申立人の勤務期間については分からない。」と回答して おり、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得 ることができない。

さらに、公共職業安定所が保管する申立人の雇用保険の被保険者記録による と、申立期間の前後の事業所に係る記録は確認できるが、申立てに係る事業所 の記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。